

検査項目一覧表

[令和6年12月1日]

NO. ※1	項目／施設	特定建築物 (水源が水道または専用水道の場合) ※2			簡易専用 水道	小規模貯水槽水道		飲用井戸					基準値
	根拠法令等	建築物における衛生的環境の 確保に関する法律および施行規則			水道法および 施行規則	函館市飲用井戸等衛生対策要領							
	検査頻度	7日以内に 1回	6か月以内に 1回	1年以内に 1回	毎年 1回以上	毎日	1年以内に 1回	給水開始前	毎日	1か月以内に 1回	1年以内に 1回	3年以内に 1回	
	残留塩素	○			○		○						検出されること
	嫌気性芽胞菌									● ※4			検出されないこと
1	一般細菌		○				○	○			○		100個/ml以下
2	大腸菌		○				○	○		● ※4	○		検出されないこと
9	亜硝酸態窒素		○				○	○			○		0.04mg/ℓ以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○				○	○			○		10mg/ℓ以下
38	塩化物イオン		○				○	○			○		200mg/ℓ以下
46	有機物(TOCの量)		○				○	○			○		3mg/ℓ以下
47	pH値		○				○	○			○		5.8以上8.6以下
48	味		○		○	○	○	○	○		○		異常でないこと
49	臭気		○		○	○	○	○	○		○		異常でないこと
50	色度		○		○	○	○	○	○		○		5度以下
51	濁度		○		○	○	○	○	○		○		2度以下
6	鉛及びその化合物		● ※3										0.01mg/ℓ以下
32	亜鉛及びその化合物		● ※3										1.0mg/ℓ以下
34	鉄及びその化合物		● ※3										0.3mg/ℓ以下
35	銅及びその化合物		● ※3										1.0mg/ℓ以下
40	蒸発残留物		● ※3										500mg/ℓ以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○									0.01mg/ℓ以下
21	塩素酸			○									0.6mg/ℓ以下
22	クロロ酢酸			○									0.02mg/ℓ以下
23	クロロホルム			○									0.06mg/ℓ以下
24	ジクロロ酢酸			○									0.03mg/ℓ以下
25	ジブromクロロメタン			○									0.1mg/ℓ以下
26	臭素酸			○									0.01mg/ℓ以下
27	総トリハロメタン			○									0.1mg/ℓ以下
28	トリクロロ酢酸			○									0.03mg/ℓ以下
29	ブromクロロメタン			○									0.03mg/ℓ以下
30	ブromホルム			○									0.09mg/ℓ以下
31	ホルムアルデヒド			○									0.08mg/ℓ以下
14	四塩化炭素											○	0.002mg/ℓ以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン											○	0.04mg/ℓ以下
17	ジクロロメタン											○	0.02mg/ℓ以下
18	テトラクロロエチレン											○	0.01mg/ℓ以下
19	トリクロロエチレン											○	0.01mg/ℓ以下
20	ベンゼン											○	0.01mg/ℓ以下
15	1,4-ジニトロベンゼン											○	0.05mg/ℓ以下
45	フェノール類												0.005mg/ℓ以下
3	カドミウム及びその化合物												0.003mg/ℓ以下
4	水銀及びその化合物												0.0005mg/ℓ以下
5	セレン及びその化合物												0.01mg/ℓ以下
7	ヒ素及びその化合物												0.01mg/ℓ以下
8	六価クロム化合物												0.02mg/ℓ以下
12	フッ素及びその化合物												0.8mg/ℓ以下
13	砒素及びその化合物												1.0mg/ℓ以下
33	アルミニウム及びその化合物												0.2mg/ℓ以下
36	ナトリウム及びその化合物												200mg/ℓ以下
37	マンガン及びその化合物												0.05mg/ℓ以下
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)												300mg/ℓ以下
41	陰イオン界面活性剤												0.2mg/ℓ以下
42	ジエチルミン												0.00001mg/ℓ以下
43	2-メチルイソブチロール												0.00001mg/ℓ以下
44	非イオン界面活性剤												0.02mg/ℓ以下

※1 「NO.」は「水質基準に関する省令(平成15年5月30日 厚生労働省令 第101号)」の番号である。

※2 特定建築物において、水道・専用水道以外の水を水源とする場合は、給水開始前に「水質基準に関する省令」の全項目[51項目]について行うこと。

※3 水質検査の結果が当該基準に適合していた場合には、その次の回の水質検査においては省略することができる。

※4 個人住宅、寄宿舎、社宅、共同住宅等に居住する者に対して飲用水を供給する施設(一般飲用井戸)に関しては、1か月以内に1回の検査が望ましい。